

# 町有地公募売却

## 一般競争入札応募実施要領

### 【申込期間】

令和8年9月29日（火）から10月9日（金）

### 【入 札】

入札書提出期限 令和8年10月29日（木）午後5時まで

開 札 日 時 令和8年10月30日（金）午前10時

入 札 方 法 郵便入札

久万高原町 総務課



## 1 入札参加者の応募資格

個人、法人を問わず以下の（１）から（６）の条件に該当する方は申込できません。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する方
- （２）町が行う入札において、指名を停止されている方
- （２）売買代金の支払いができない方
- （３）町税等の滞納がある方
- （４）個人については市町村、都道府県民税の滞納がある方
- （５）法人については契約行為を行う本店又は支店、営業所の所在地により下記の滞納がある方
  - ア 町内業者にあつては法人町民税
  - イ 県内業者（町内業者は除く。）にあつては法人事業税
  - ウ 県外業者にあつては法人税の滞納がある方
- （６）久万高原町暴力団排除条例に掲げる措置要件に該当する方

## 2 入札参加申込方法

### （１）参加申込

入札参加希望者は別紙１「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」等の提出書類を以下の場所に郵送または直接持参してください。

※申請申込を行わないと入札に参加できません。

### （２）受付期間

令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月９日（金）まで

### （３）受付場所

久万高原町役場 ２階 総務課 財産管理係

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万２１２番地

### （４）受付時間

午前９時から午後５時まで（閉庁日は除く）

### （５）一般競争入札参加者の決定

町有地公募売却一般競争入札参加申請書が受理された方には、「町有地公募売却一般競争入札開催通知書」を令和８年１０月２０日（火）までに送付いたします。

## 3 入札方法

町が定めた最低売却価格（予定価格）以上で、最も高い価格により入札をした方を落札者として決定します。

### （１）入札及び開札の日時

入札書提出期限：令和８年１０月２９日（木）午後５時まで

開 札 日 時：令和８年１０月３０日（金）午前１０時

## (2) 入札方法等

- ア 入札は、郵便入札にて実施します。
- イ 入札参加者は、所定の入札書（別紙4）に必要な事項を記載し、記名、押印の上、封かんし開札日前日までに、受付場所まで郵送又は持参ください。
- ウ 記載方法については、別紙4（記入例）をご参照ください。
- エ 郵送または持参した入札書については、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取り消しは行うことはできません。
- オ 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- カ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

## (3) 入札の未入札

入札参加者が、開札日の前日午後5時までに入札書等の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとします。

## (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 財務規則又は入札に関する条件に違反した入札
- イ 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- ウ 代理権限のない者がした入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によるものと認められる入札
- キ 信憑性の高いと判断される談合情報入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札

## 4 契約の締結

- (1) 落札者には入札終了後、契約等に必要な書類を送付します。

必要書類 普通財産売払申請書、不動産表示及び所有権保存登記承諾申請

- (2) 売買契約の締結は、普通財産売払申請書を提出後、売買契約書を作成し締結を行います。

## 5 売買代金の支払方法

- (1) 契約締結後、本町が発行する納付書を送付します。
- (2) 納付書が届いた日から14日以内に、指定の金融機関にて支払いをお願いします。

## 6 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に物件を引渡します。なお、現状有姿での引渡しとなります。
- (2) 売買代金の入金を確認した後、不動産表示及び所有権表示保存登記承諾書を交付します。
- (3) 落札者は不動産表示及び所有権表示保存登記承諾書を受取後、速やかに所有権移転登記を行ってください。
- (4) 所有権移転登記が完了後、登記事項証明書を総務課 財産管理係に提出してください。

## 7 特記事項

- (1) 落札者は、売買契約締結後、売買物件の契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。  
町では不適合責任を一切負いません。
- (2) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、町の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (3) 落札者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (4) 落札物件の活用にあたっては、法令上の記載を遵守しなければなりません。
- (5) 本町は、申込者がこの要領に定める事項を遵守しない場合に生じた一切のトラブルについて、申込者からの苦情、異議申し立て又は損害賠償の請求等に応じることはできません。

【参考】

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4

普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者